



立地するなら  
行田市へ

# 行田市 企業立地ガイド



## 3つのPOINT

企業提案型の  
企業立地について  
メリットをご案内

## 手厚いサポート

ワンストップ窓口でサポート!  
埋蔵文化財の先行試掘調査で  
文化財の事前確認をサポート!

都市整備部 企業誘致課



## 行田市の紹介

### 基本データ

人口 約**78,000**人

生産年齢人口 約**44,800**人

半径約30km圏内(通勤圏内)の  
生産年齢人口は

**約68万人**



## 企業提携型の企業立地

### 「企業提案型による企業立地」の概要

**区域** 行田市都市計画マスタープランに位置付けられた産業系土地利用検討ゾーン

**規模** 概ね3,000㎡以上の一団地

**用途**



工業施設※1



商業施設※2



物流施設

立地に関する

**3**  
Point

**Point 1**

土地利用

**自由**

産業団地より小規模で  
オーダーメイドで対応※3

**Point 2**

申請手続き期間

**早い**

約10ヶ月で  
工事着手が可能

**Point 3**

土地の取得費

**安価**

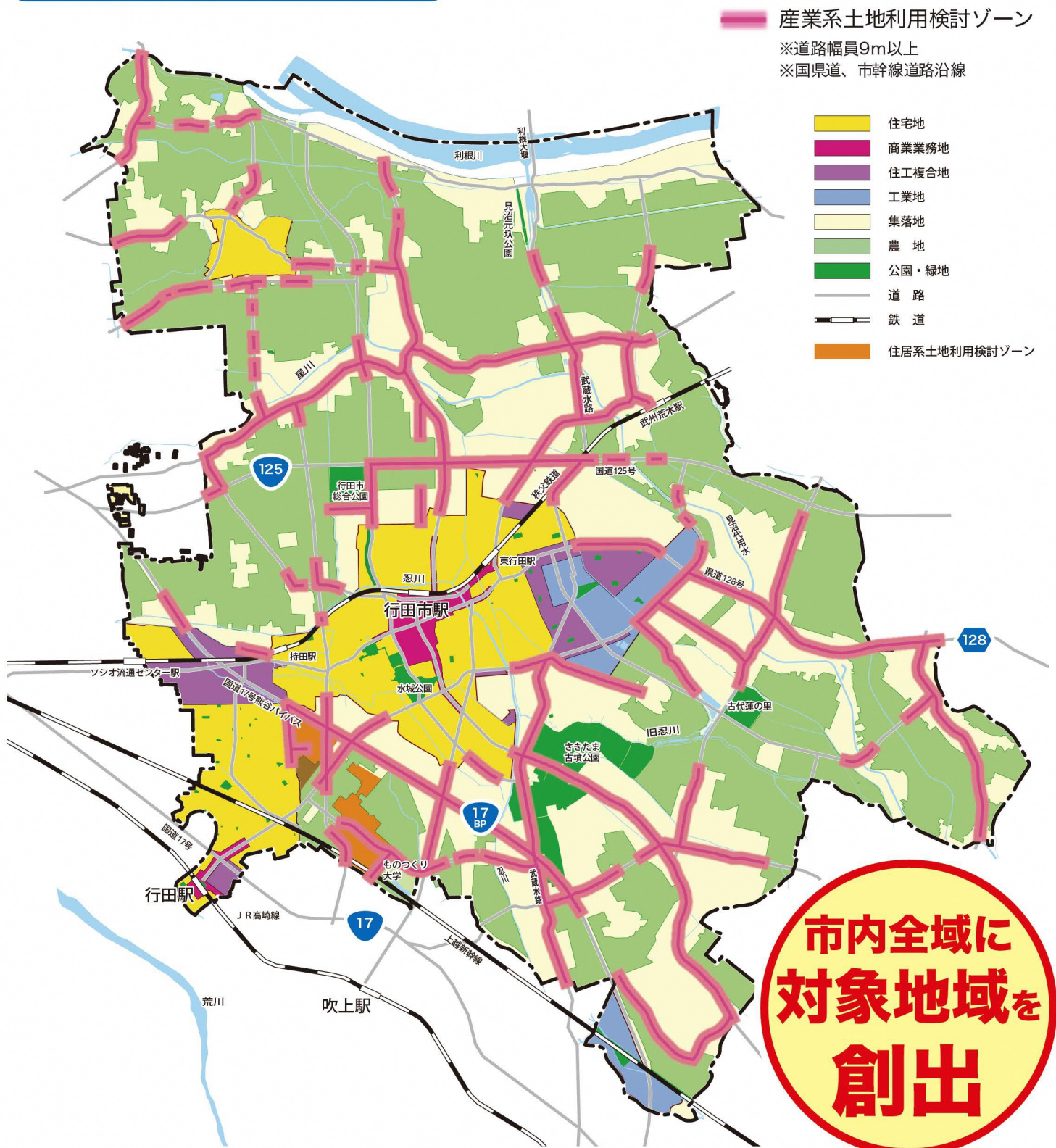
市内の土地の平均価格は  
約11万円/坪

※1 準工業地域に立地可能な倉庫・工場であること。 ※2 小売業の店舗(1棟当りの店舗面積が3,000㎡未満)、飲食店、または併設施設(床面積の合計が1万㎡以下)であること。  
※3 詳細な内容は個別相談にて対応。



# 企業提案型の企業立地

## 都市計画マスタープランを改訂



根拠法令等

### 都市計画法第34条第12号

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされており、原則として建築物の建築が制限されている。この制限にかかわらず、都市計画法第34条第12号に基づいて**条例で指定する区域**<sup>※1</sup>においては、一定の基準を満たした上で、**条例で定める建築物**<sup>※2</sup>の建築が可能。

※1 条例で指定する区域とは、「行田市都市計画マスタープラン」において「産業系土地利用ゾーン」に位置付けられた区域です(上記の図参照)。

※2 条例で定める建築物とは、左記の区域指定要件の用途に記載されている建築物のことで(建築物の種類により、制限が異なりますので、詳細はお問い合わせください)。



## 企業提案型の企業立地

### スピーディな申請期間

事前確認申請書提出後、行政手続き期間**約10ヶ月**で工事着手



### 手続きの期間中、企業誘致課がサポートします！

※予定する開発地域内のすべての地権者が同意していること及び、周辺住民への周知が済んでいる必要があります。  
※農用地区域(青地)、甲種、1種農地(農転見込がある場合を除く)、浸水想定区域内の内、浸水深3m以上の区域は対象外となります。

## ワンストップ窓口



ワンストップ窓口にて  
企業誘致課がフルサポートし  
不安を解消いたします！



全国初！

## 埋蔵文化財の先行試掘調査を実施

ご要望の候補地にて**先行試掘調査を実施**し、  
埋蔵文化財の不安を解消いたします。

※先行試掘調査の結果は、速やかに開示し、その後のスケジュールなどのご相談をさせていただきます。



## 相談窓口(問い合わせ先)

新規立地、増設等のご相談は**直接訪問**いたします。お気軽にご連絡下さい。

行田市役所  
都市整備部 企業誘致課

〒361-0038 埼玉県行田市前谷1-1 行田市水道庁舎2階  
TEL 048-550-1555(直通) ✉ kigyou@city.gyoda.lg.jp



## Information

R8年度から新しい企業立地奨励金制度として、雇用や立地コストの支援などを検討しております。  
この機会に、ぜひ貴社のご要望をお聞かせください。皆さまの要望に合わせた支援を検討していきます。